

## 可児そだち及び地産地消推進店の認定要領

### (目的)

第1条 可児市地産地消実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、可児そだち及び地産地消推進店を認定することにより、農産物及び加工品に対する消費者の安全と信頼の確保及び地域資源としての活用を推進し、地産地消を中心とした消費拡大を図るとともに、農産物の生産、加工、販売による市内産業の活性化、農業用施設の多面的機能の維持を図ることを目的とする。

### (認定)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について認定する。

(1) 可児市の次に掲げる農家等及び加工業者、販売事業者等（以下「生産者等」という。）が生産する農産物等及びその農産物等を使用した加工品が、次条の認定基準を満たすと認められる場合は、可児そだちとして認定する。（以下「可児そだち」という。）

ア 認定農業者

イ 農業経営を行う法人

ウ 農産物を販売目的で生産する農業者

エ 農業者で組織する団体（構成員が3戸以上で、代表者に定めがあり、かつ組織及び運営についての規約等の定めがあること。）

(2) 可児市又は周辺地域に店舗を有する直売所・小売店・量販店、宿泊施設・飲食店等が、次条の認定基準を満たすと認められる場合は、地産地消推進店として認定する。（以下「地産地消推進店」という。）

### (認定基準)

第3条 認定基準は、別表1及び2のとおりとする。ただし、実行委員会で特に認めたものについてはこの限りではない。

### (認定申請)

第4条 第2条の認定を受けようとする生産者等は、可児そだちについては可児そだち認定申請書（別記様式1号）を、地産地消推進店については地産地消推進店認定申請書（別記様式2号）を委員長に提出しなければならない。

### (認定の決定)

第5条 委員長は、前条の規定による認定申請書を受理したときは、実行委員会でその適否を審査し、適当と認められたときは、可児そだちの生産者等には認定証の交付及び認定シールを配布、地産地消推進店には認定証の交付及び啓発ステッカーを配布する。

### (認定期間)

第6条 可児そだち及び地産地消推進店の認定期間は、3年間とする。

2 認定期間終了後も継続して可児そだち又は地産地消推進店として認定を受けようとする生産者等は、認定期間終了の1カ月前までに、更新申請書（別記様式1号及び2号）を委員長に提出するものとする。

### (申請の変更)

第7条 申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに委員長に申請内容変更申請書（様式3号又は4号）を提出しなければならない。

(調査)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは可児そだちと地産地消推進店について調査すること、又は生産者等に報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第9条 生産者等が第3条の認定基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等が発生したときは、委員長は認定を取り消すことができる。

(認定の表示)

第10条 生産者等は、可児そだちの認定シールを積極的に使用するよう努める。また、地産地消推進店は、認定証および啓発ステッカーを店頭あるいは店内の見やすい場所に提示し、利用者に対して、可児そだちの宣伝に努め、制度の周知を図る。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

表1 可児そだち認定基準

| 区分          | 基 準   |
|-------------|---|
| 共通事項        | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農産物としての特徴が明確である。又は、可児市で生産された農産物としての特性がある。</li> <li>② 協議会が認定した内容をホームページや広報、報道機関等により紹介されることを承諾すること。</li> </ul> |
| 米           | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 栽培履歴を記録している。</li> <li>② 栽培暦に準じた生産をしている。</li> <li>③ 玄米検査を受けている。</li> <li>④ 農業生産工程管理（GAP）に取り組むこと。</li> </ul>   |
| 野菜・果実等<br>* | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 栽培履歴を記録している。</li> <li>② 農業生産工程管理（GAP）に取り組むこと。</li> </ul>   |
| 農産物<br>加工品  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可児市の販売事業者が、原材料として可児市の生産者により市内で生産された農産物を1品以上使用し、製造している。</li> <li>② 流通履歴が確認できる。</li> </ul>                     |

\*野菜・果実等の品目 きゅうり・なす・さといも・くり・ほうれんそう・はくさい・トマト・だいこん・しょうが・かぶ・ねぎ・キャベツ・にんじん・たまねぎ・春の七草（はこべら、ほとけのざ、せり、ごきょう、なずな、すずな、すずしろ）・じねんじょ・ごぼう・かりもり・シクラメン・大豆・さつまいも・かいわれ大根・マコモダケ

表2 地産地消推進店認定基準

|                 |   |
|-----------------|---|
| 共通事項            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可児そだちを販売、又は食材として活用している。</li> <li>② 地産地消に関する情報提供を実施する。</li> <li>③ 協議会が認定した内容をホームページや広報、報道機関等により紹介されることを承諾すること。</li> <li>④ 食品衛生法等関係法令を順守していること。</li> </ul> |
| 直売所・小売<br>店・販売店 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可児そだちの販売コーナーを確保し、販売している。</li> </ul>  |
| 宿泊施設<br>飲食店     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 料理に食材として可児そだちを使用し、メニュー等への表示を行い、宣伝している。</li> <li>② 可児そだちを使った料理等を今後も増やしていこうとする意欲がある。</li> </ul>  |